コロナに係る診療報酬上の臨時的取扱い (入院外・全3枚)

①コロナ疑い患者に対面診療を行った場合の二類感染症患者入院診療加算(250 点)と、②コロナ陽性患者に電話等による診療を行った場合の電話等による診療(147 点)の算定期限が、令和 4 年 7 月末から令和 4 年 9 月末までに延長されましたの。なお、電話等による診療(147 点)に係る「重症化リスク因子」の中に、心血管疾患と脳血管疾患が追加されています。

1. コロナ【疑い】患者に対面診療を行った場合

- (1) 院内トリアージ実施料:300点(施設基準の届出は不要) 小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料を算定する場合も併せて算定可。
- (2) 二類感染症患者入院診療加算:250点(令和4年9月末まで)
- ① 算定に当たり「医学的に初診といわれる診療行為がある場合」と制限が設けられた。 この取り扱いについて保団連は厚労省に照会し、「再診料を算定したとしても新型コロナウイルス感染症について初診行為があれば算定できる(例:高血圧でずっと受診をしていて、新型コロナ感染疑いで受診して再診料になる様な場合)」との回答を得た。
- ② 佐賀県のホームページに「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関において、発熱外来の時間帯に外来診療した場合に算定可。
- ③ 小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料を算定する場合も併せて算定可。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
B001-02	院内トリア―ジ実施料(診療報酬上臨時的取扱)	300 点	113032950
A999-00	二類感染症患者入院診療加算	250 点	113033650
	(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)		

2. コロナ【陽性】患者に対面診療を行った場合(みなし陽性含む)

- (1) 院内トリアージ実施料:300点(施設基準の届出は不要)
- 小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料を算定する場合も併せて算定可。
- (2) 救急医療管理加算 1 (コロナに係る診療を行った場合に算定可。施設基準の届出は不要)
 - ① 外来: 950 点 ② 往診・訪問診療: 2,850 点
 - <u>i)コロナ疑い患者に対する検査等でコロナ陽性と判明(コロナと診断)した時点以降の同日に、投薬等のコロナに係る診療を行った場合も算定可。</u>(自宅療養における公費「28410603」の適用となる)

- ii) 小児科外来診療料又は小児かかりつけ診療料を算定する場合も併せて算定可。
- iii) 年齢要件を満たせば、救急医療管理加算における乳幼児加算(6歳未満:400点)、小児加算(6歳以上15歳未満:200点)も併せて算定可。

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
B001-02	院内トリアージ実施料(診療報酬上臨時的取扱)	300 点	113032950
A999-00	救急医療管理加算 1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・外来診療)	950 点	180065850
A999-00	救急医療管理加算 1 (診療報酬上臨時的取扱)(COV・往診等)	2,850 点	180065650
A999-00	乳幼児加算 (救急医療管理加算·臨時的取扱)(外来診療· 往診等)	400 点	180066170
A999-00	小児加算 (救急医療管理加算·臨時的取扱)(外来診療· 往診等)	200 点	180066270

3. コロナ【陽性】患者に電話等による診療を行った場合(みなし陽性含む)

(1) 二類感染症患者入院診療加算: 250 点

電話等によりコロナに係る診療を行った場合に算定可。

- (2) 電話等による診療: 147点(令和4年9月末まで)
- ① 佐賀県のホームページに「診療・検査医療機関」として公表されている医療機関において、重症化リスクの高いコロナ陽性患者(入院外)に対して電話等でコロナに係る診療を行った場合に算定可。
- ② 上記の「(1) 二類感染症患者入院診療加算:250点」と併せて算定可。

重症化リスクの高いコロナ患者

- ① 65 歳以上の患者
- ② 40 歳以上 65 歳未満の患者のうち、重症化リスク因子を複数持つ患者

<重症化リスク因子>

ワクチン未接種(ワクチン接種が1回のみの者も含む)、悪性腫瘍、慢性呼吸器疾患(COPD等)、慢性腎臓病、<u>心血管疾患、脳血管疾患、</u>喫煙歴、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器の移植・免疫抑制剤・抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下

③ 妊娠している患者

区分番号	診療行為名称	点数	請求コード
A210-00	二類感染症患者入院診療加算	050 ±	111014170
	(電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱)	250 点	111014170
A210-00	二類感染症患者入院診療加算	250 点	112024170
	(電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱)		
B000-00	電話等による診療	147 点	113044550
	(新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱)		

4. コロナ【陽性】患者に投薬した場合(みなし陽性含む)

- (1) 解熱剤、鎮咳剤、制吐剤、整腸剤などを、コロナに係る医療(対症治療薬)として処方した場合は、投薬の費用は、自宅療養における公費「28410603」の適用となる。
- (2) コロナ疑い患者に対する検査等でコロナ陽性と判明(コロナと診断) した時点以降の 同日に、上記の処方をした場合も、投薬の費用は同様に公費適用となる。
 - (3) コロナに対する適応がある薬剤(ラゲブリオなどのコロナ治療薬)を「みなし陽性」 患者に処方する場合は、コロナ検査による確定診断が必要となる。

≪参考≫ 自宅療養における公費負担医療

【対象患者】自宅療養期間中のコロナ陽性患者。

【給付内容】コロナに係る医療費の患者一部負担額。

【請求方法】公費併用扱いとし、コロナに係る医療費 10 割を審査支払機関ヘレセ プト請求する。

【公費番号① (検査料)】· 公費負担者番号: 28410504

・公費負担医療受給者番号:9999996

【公費番号②(自宅療養)】·公費負担者番号:28410603

・公費負担医療受給者番号:9999996

(出典) 2022 年 7 月 22 日付厚労省事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬 上の臨時的な取扱いについて (その 72)」

佐賀県保険医協会

佐賀市駅前中央 1-9-45 大樹生命ビル 4F

TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218

MAIL: hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP: http://saga-doc.jp/